

第六十二回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第二号

昭和四十四年十二月一日(月曜日)

午前十一時五十八分開議

出席委員

委員長 中村 寅太郎

理事 宇野 宗佑君

理事 本名 武君

理事 美濃 政市君

理事 大村 襄治君

理事 中川 一郎君

理事 井上 泉君

理事 渡部 一郎君

理事 小淵 恵三君

理事 八木 徹雄君

理事 永末 英一君

理事 竹下 登君

理事 古屋 亨君

理事 中谷 鉄也君

出席政府委員

總理府總務副長

官 鯨岡 兵輔君

委員外の出席者

總理府特別地域

連絡局参事官 加藤 泰守君

十二月一日

委員福田篤泰君辞任につき、その補欠として竹下登君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員竹下登君辞任につき、その補欠として福田篤泰君が議長の名で委員に選任された。

十二月一日

沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しの特別措置に関する法律案(内閣提出第一七号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別

第二類第八号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第二号 昭和四十四年十二月一日

措置に関する法律案(内閣提出第一七号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

理事会の協議のとおり、本日付託になりました沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案を議題とし、その審査を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。

それでは、内閣提出の沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案を議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。鯨岡総務副長官。

沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案

沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案

政府は、沖繩(沖繩県の区域とされている地域をいう。以下同じ。)が復帰するまでの間における沖繩に対する経済援助の一環として、沖繩における産業の振興開発等に要する資金の確保に資するため、琉球政府に対し、その要請に基づき、米穀を次に掲げる条件により売り渡すことができる。ただし、琉球政府が、その売渡しに係る米穀を売り渡して得た代金を積み立て、その積立金を、政令で定める琉球政府の特別会計又は琉球政府の立法により設立された政令で定める法人に対し、農業生産の基盤の整備及び開発のための資金、砂糖製造業等農産加工業の企業構造の高度化

のための資金、水資源の開発及び利用の合理化のための資金その他政令で定める産業の振興開発等のための資金(これらの資金の貸付けの財源に充てるための資金を含む。)として貸し付けるための措置を定めた場合に限る。

一 売渡しの価格を政府が沖繩における米穀の消費者価格を参照して定める価格とすること。
二 売渡しの対価の支払条件を、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで支払期間二十年以内(三年以内の据置期間を含む。)の年賦支払の方法によるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の次に次の一項を加える。

政府は、当分の間、沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第 号)ノ規定ニ依ル米穀ノ売渡ニ因リ生ズル損失ヲ補填スルヲ為シ、算定ムル金額ノ範囲内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ノ国内米管理勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

理由

沖繩に対する経済援助の一環として、沖繩における産業の振興開発等に要する資金の確保に資するため、政府が、琉球政府に対し、米穀を特別の条件により売り渡すことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○鯨岡政府委員 ただいま議題となりました沖繩

における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案につきまして、提案理由及びその概要を御説明いたします。

この法律案は、沖繩が復帰するまでの間における沖繩に対する経済援助の一環として、沖繩における産業の振興開発等に要する資金の確保に資するため、政府が琉球政府に対し、政府の所有する米穀を特別の条件により売り渡すことができるようにするための所要の事項を定めようとするものであります。

以下、この法律案の概要について申し上げます。

沖繩の経済は、ここ数年来、米軍需要の増加、砂糖製造業等輸出産業の振興、日米両国政府の財政援助の増額等により、著しい成長を遂げつつあるものであります。その産業の基盤は必ずしも強固なものとはいえない状況にあります。

特に農業生産の基礎である農地につきましましては、圃場で狭小かつ分散し、その整備が立ちおくれいている実態にあります。また、沖繩の代表的な産業である砂糖製造業及びパイナップルかん詰め製造業について申し上げますと、狭隘な地域に多数の体質の弱い企業が乱立しているため、製造コストも著しく高い状況にあります。したがって、沖繩の本土復帰に備えて、このような沖繩の産業の脆弱な構造を改善し、さらに沖繩に適合する産業の開発を促し、もって沖繩経済の自主的発展を促進するためには、低利かつ長期の資金を供給する必要があります。これが、この法律案を提出する理由であります。

他方、沖繩における米穀の需給状況を見ますと、島内で生産される米穀は需要量の一割程度であり、残りの九割は輸入に依存している実情にあります。以上申し述べた事情にかんがみまして、この際

この法律案において沖縄に対する経済援助の一環として政府が所有している米穀を、沖縄における米穀の消費者価格を参酌して定める価格により、担保の提供を免除し、無利子で、かつ、三年以内の据え置き期間を含む二十年以内の年賦払いとする条件で琉球政府に売り渡し、同政府が、その米穀の売り渡し代金を積み立てて、沖縄の産業の基盤の整備等のために使用することとしたしております。

なお、この法律案に基づいて琉球政府に米穀を売り渡すことにより、食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするため、同会計の国内米管理勘定に、一般会計から繰り入れ金を行なうことができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○中村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○中村委員長 質疑の申し出があります。これを許します。美濃政市君。

○美濃委員 副長官にお尋ねいたします。最近のわが国の米穀の需給事情から考えまして、この措置、この法律に基づく沖縄に対する米の供与は、年々沖縄の需要量まで増加する必要があると思いますが、明年からの方針につきましてお伺いいたします。

○総務府政府委員 御案内のとおり九万トンくらい要るのですが、そのうち一万トンくらい沖縄産米であります。

本年度はとりあえず三万トンくらいを予定いたしておるわけですが、これによって二十億くらいのお金が沖縄ではいま申し上げましたようなことに使われるわけがあります。

いまのお話は、最近の国内の需給からかんがみて、九万トン要るのだったらだんだんふやしていくべきではないかという御趣旨と承ったわけであ

りますが、昭和四十七年中には施政権が返還になります。その後におきましては当然本土産米を全部送るわけですが、それまでに至るまでも琉球政府と十分連絡の上、できるだけ大量にしようと考えておるわけがあります。これでどういふことができれば御趣旨に沿うものではないかと思うのでございますが……。

○中村委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○中村委員長 これより討論に入る順序であります。討論の申し出がございませんので、直ちに採決いたします。

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○中村委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、美濃政市君から、自由民主党、日本社会党、民社党及び公明党の四派共同をもって、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。美濃政市君。

○美濃委員 ただいま議題となりました沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案に対する附帯決議につきまして、私は、自由民主党、日本社会党、民社党及び公明党の四派を代表して、御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案に対する

〔附帯決議案〕

沖縄の産業経済の現状に照らし、政府は、次の事項につき格段の考慮を払うべきである。

一、この法律に基づく米穀の売渡し量は、琉球政府の要請する必要な数量となるよう努力するものとする。

二、沖縄に対する財政援助は今後さらに強化するよう努めることとし、この法律に基づく援助は従来の財政援助とは別枠とすること。

右決議する。

以上であります。

なお、本附帯決議は、前国会のとおりでありますので、この際趣旨の説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議については、別に発言の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、本動議は可決いたしました。

この際、総理府総務副長官から発言を求められておりますので、これを許します。総務副長官。

○総務府政府委員 ただいまの附帯決議の御趣旨につきましては、十分検討いたしましたして、御趣旨に沿うように努力いたします。

○中村委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中村委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会